

保護者 様

インフルエンザの出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで」です。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数になりません。なお、再登校するに当たり改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性の有無については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザ治癒後に登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。

この報告書は、保護者が記入するものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

【インフルエンザの出席停止の期間の数え方】

- ・「発症した後5日」は症状が出た日を0日目とし、翌日を1日目と数える。
- ・「解熱した後2日」は平熱になった日を0日目とし、翌日を1日目と数える。

インフルエンザ 治 癒 報 告 書

長野県塩尻志学館高等学校長 様

年 組 番 生徒氏名

上記の者はインフルエンザに罹患し、学校を休みました。治癒しており他者に感染のおそれがなくなったので、登校を開始することを報告します。

記

| | |
|---------------------------|--------------|
| 疾患名 (型はわかる場合は記入してください) | インフルエンザ (型) |
| 発症日 (咳・鼻水・発熱等 かせ様の症状が出た日) | 年 月 日 |
| 受診した医療機関名 | |
| 医療機関受診日 | 年 月 日 |
| 療養が必要とされた期間 (出席停止期間) | |
| ①発症日を0日として5日間を過ぎた | 年 月 日から |
| ②平熱に下がった日を0日として2日間を過ぎた | 年 月 日まで |
| ※①と② 両方を満たしたら登校可能です。 | |

令和 年 月 日

保護者氏名 (自署)

* 登校日に担任へ提出してください。⇒ 担任は、内容確認後に保健室へ提出してください。